

令和7年度「ゆめバンクとくしま助成金」

募集要項

1 「ゆめバンクとくしま」について

「ゆめバンクとくしま」は、社会貢献活動団体の自立と発展にご賛同いただいた県民や企業、団体のみなさんの思いを『寄付』という形でお預かりし、地域課題の解決のためにNPO等が取り組む社会貢献活動へと繋ぐために開設しています。

2 「ゆめバンクとくしま助成金」について

令和7年度は、＜別紙＞のとおり、NPO等による社会貢献活動を促進する取り組みの一環として、「ゆめバンクとくしま」に寄せられた県民や企業、団体からの寄付金を活用し、公募による「助成事業」を実施します。

この「助成事業」は、資金面で活動基盤が十分ではないが、社会貢献活動の活性化に寄与し、高い公益性を有する先進的な活動を行おうとしている団体に対し、助成するものです。助成金は、資金調達的手段として「クラウドファンディング」を活用する際に要する経費に充てることも可能です。

3 「スタートアップ部門」の新設について

今年度より新たに「スタートアップ部門」を設け、設立5年以内の団体を積極的に支援します。

募集締め切りは、5月31日（土）です。

みなさんからの、地域の課題解決につながる、創意あふれる活動の応募をお待ちしています！

事前相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。



1 目 的

県民や企業・団体等からの寄付金を原資とし、県内のNPO活動を資金面から助成することで、NPO等の活動基盤の強化と自立・発展を図ることを目的とします。

2 助成対象団体

助成金の交付を受けることができる団体は、次のとおりです。

- (1) 団体内に規約、財務諸表等を備えていること。
- (2) NPO法人においては、所轄庁への報告等が適正に行われていること。
- (3) 過去2ヶ年度において本助成を受けていないこと。（助成決定通知後、助成金授与式までに辞退した場合は助成実績としない。）

3 助成対象活動

資金面で活動基盤が十分ではないが、社会貢献活動の活性化に寄与し、公益性の高い活動を行おうとしている団体に対して、次のいずれかの費用の全部又は一部を助成します。

- (1) 公益性の高い活動に係る費用
- (2) 公益性の高い活動を実施するために、クラウドファンディング（以下「CF」という。）を活用し、資金調達する際の経費

4 助成額及び件数

- (1) 1団体当たり上限5万円とし、10件程度に助成します。
 - ① スタートアップ部門（5月31日時点で設立5年以内の団体）
5団体程度に助成します。
 - ② 一般部門（設立後5年が経過した団体）
5団体程度に助成します。

5 分野指定寄付の加算等について

- (1) 次の分野に係る活動については、「分野指定寄付」があったため、申請額に関わらず、次に掲げる活動を行っている団体1件のみに1万円を加えて上限6万円を助成します。
 - ① 子どもの健全育成を図る活動
 - ② 観光の振興を図る活動
 - ③ 保健・医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) ただし、様式3「ゆめバンクとくしま助成金」活動収支計算書において、「支出合計額」が5万円に満たない場合（（1）に該当する場合は、6万円に満たないとき）の助成は、「支出合計額」を上限とします。

6 助成給付対象経費

対象となる経費は、次のとおりとします。ただし、飲食費は除きます。

- (1) 活動を継続、発展するために必要な経費
- (2) CFを実施する際に必要な経費

7 募集期間

令和7年5月1日（木）～5月31日（土）

8 申請書類

助成金の給付を希望する団体の代表者は、次に掲げる書類によりとくしま県民活動プラザに申請してください。おって、申請書受領後に、事務局から聞き取りや確認を行う場合があります。

- (1) 「ゆめバンクとくしま助成金」申請書（様式1）
- (2) 「ゆめバンクとくしま助成金」活動計画書（様式2）
- (3) 「ゆめバンクとくしま助成金」活動収支計算書（様式3）

9 給付の決定

助成団体及び助成額は、「ゆめバンクとくしま運営委員会」で審査・決定の上、団体に通知します。

審査基準は、次のとおりです。

なお、助成団体に決定した場合、後日開催する「助成金授与式（助成団体交流会）」に参加することを条件とします。

【審査基準】

- (1) 団体の組織及び活動について
 - ア 団体は、主体性を有し、活動を遂行するための実行力があるか。
 - イ 団体の活動は、社会的課題の解決につながる継続的なものであるか。
- (2) 申請内容について
 - ア 活動内容は、現状分析や住民ニーズを踏まえた的確なものであるか。
 - イ 活動内容に創意工夫や特徴がみられ、今後の発展性が見込まれるか。
- (3) 助成の必要性について
 - ア 本助成がなければ、対象活動（又はCF）の遂行に支障を来す状況にあるか。
 - イ 本助成により、活動基盤が強化され、団体の自立・発展につながるか。

10 給付の方法

助成決定した団体への助成金の給付は、決定後1か月以内に行います。

11 活動報告

助成金の給付を受けた団体は、申請した活動について、令和8年3月31日（火）までに、次の書類により報告を行ってください。

- (1) 「ゆめバンクとくしま助成金」活動実績報告書（様式4）
- (2) 「ゆめバンクとくしま助成金」活動収支報告書（様式5）

12 変更又は中止の場合

助成金の給付を受けた団体が、申請した活動を変更又は中止する場合は、次の書類により届け出てください。なお、中止する場合は、次の書類に加え前記11の書類を提出してください。

「ゆめバンクとくしま助成金」活動変更・中止届出書（様式6）

13 助成金の返還

次の場合は、助成金の全部又は一部を返還していただきます。

- (1) 「ゆめバンクとくしま助成金」活動実績報告書（様式4）及び「ゆめバンクとくしま助成金」活動収支報告書（様式5）の期限内未提出の場合
- (2) 未連絡で申請活動の変更又は中止した場合
- (3) 残金が発生した場合

14 情報公開

助成金の給付を受けた団体やその活動については、とくしま県民活動プラザのホームページや出版物等において広く公開し、社会貢献活動の発展や寄付文化の醸成、「ゆめバンクとくしま」への寄付促進のために活用します。

15 申請方法

- (1) 持参
- (2) 郵送

〒770-0873 徳島市東沖洲2丁目14番地
認定特定非営利活動法人 とくしま県民活動プラザ

- (3) Eメール

info@plaza-tokushima.com

※申請書類は、5月31日（土）必着

16 問合せ先

認定特定非営利活動法人 とくしま県民活動プラザ

〒770-0873 徳島市東沖洲2丁目14番地

電話 088(664)8211 F A X 088(664)5345

Eメール info@plaza-tokushima.com

ウェブサイト <https://www.plaza-tokushima.com/yumebank/>

(様式1)

令和7年度「ゆめバンクとくしま助成金」申請書

令和 年 月 日

認定特定非営利活動法人とくしま県民活動プラザ
理事長 殿

団体の名称： _____

〒

所在地： _____

代表者の役職・氏名： _____

連絡担当者氏名：

〒

連絡先住所：

電話：

FAX：

E-mail：

令和7年度「ゆめバンクとくしま助成金」の給付を、次のとおり申請します。

1 申請する部門 スタートアップ部門 ・ 一般部門 (どちらかに○印を付けてください)
(設立年月： 年 月設立)

2 申請する活動の内容を表す名称

3 過去のゆめバンクとくしま助成実績

決 定 時 期	金 額 (円)
年 月	
年 月	

4 提出書類

- (1) 「ゆめバンクとくしま助成金」活動計画書(様式2)
- (2) 「ゆめバンクとくしま助成金」活動収支計算書(様式3)
- (3) 団体の定款・規約等、役員名簿、直近の年間事業計画書、収支予算書、前年度の事業報告書、収支決算書 ※団体のチラシ、パンフレット等もあれば添付してください。

(様式2)

「ゆめバンクとくしま助成金」活動計画書

1 申請する活動の内容を表す名称

--

2 申請する活動のポイント・概要

*該当分野の現状分析や状況を踏まえて活動実施の考え方を記載してください。
(課題、ニーズ、行政や関連団体等の状況も記入してください。)

3 活動の内容、実施の方法

*実施形態、支援対象、日程、開催場所、回数等、活動内容等、詳細について記載してください。

4 活動により期待される効果等

*活動により期待される効果、継続性・発展性について記載してください。
*効果を表すことができる指標があれば、それも記載してください。

※記入欄は適宜調整してください。

(様式3)

「ゆめバンクとくしま助成金」活動収支計算書

<収入>

費目	金額(円)	摘要
助成金		「ゆめバンクとくしま助成金」
収入合計		

※「子どもの健全育成を図る活動」「観光の振興を図る活動」「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」に該当する場合、助成金の上限は6万円です。

<支出>

費目	金額(円)	積算内訳	うち「ゆめバンクとくしま助成金」の額(円)
支出合計			

【収入費目例】

助成金	返還の必要のない収入
借入金	返還が必要な収入
会費	会員からの会費による収入
事業収入	事業活動による利益収入
寄付金	寄付による収入
繰越金	過去の事業からの繰越金

【支出費目例】

謝金	専門家・講師等への謝金 等
旅費	専門家・講師等の旅費
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費 等
役務費	通信運搬費、保管料、広告料、手数料、保険料 等
使用料及び賃借料	会場使用料、機器借上料、受信料、入場料、通行料 等
原材料費	工事材料費、加工用原料費
備品購入費	機械・器具費、動物購入費等

※飲食費は補助対象外です。

※記入欄は適宜調整してください。

(様式5)

「ゆめバンクとくしま助成金」活動収支報告書

<収入>

費目	金額(円)	摘要
助成金		「ゆめバンクとくしま助成金」
収入合計		

<支出>

費目	金額(円)	精算内訳	うち「ゆめバンクとくしま助成金」の額 (円)
支出合計			

※記入欄は適宜調整してください。

(様式6)

「ゆめバンクとくしま助成金」活動変更・中止届出書

令和 年 月 日

認定特定非営利活動法人とくしま県民活動プラザ
理事長 殿

団体の名称：

所在地：〒

代表者の役職・氏名：

令和 年 月 日とくプラザ第 号で通知のありました令和7年度「ゆめバンクとくしま助成金」事業については、変更（中止）したので届け出ます。

変更（中止）理由

--

※記入欄は適宜調整してください。

※中止の場合は、様式4及び様式5を添付してください。